

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 鳥取県職員勤務評定規程の一部改正
- ◇告示 結核予防法による医療機関の指定
- 土地改良区の解散の認可
- 土地改良区の設立認可に係る縦覧等
- 土地の公用廃止
- 道路位置の指定
- ◇公告 火薬類取扱保安責任者の資格試験の実施
- 調理師試験の実施

訓令

鳥取県訓令第十三号

鳥取県職員勤務評定規程（昭和三十年八月鳥取県訓令

第二十一号）の一部を次のように改正し、昭和三十八年十月一日から施行する。

昭和三十八年九月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第三条ただし書を次のように改める。

ただし、職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第七条の二による管理職手当の支給を受ける職員は、評定を受けないものとする。

第六条中「中央病院長」を「県立病院長」に改める。

別表を次のように改める。

整積皆獎 肢善成徳 学学学学 園園園校	水林蚕中畜農果農經工衛 産業業小産産樹業営業生 業業家業業業業業業業 試試試畜試加試試試研 験験験験工験験験農験究 場場場場場場所場所場所	地方農 林振興 局	職職職職 業業業業 檢訓定 児童者更 生指導 所所所
婦医主係次	右以 外の 職員	室科係分 場	右以 外の 職員
長長任長長	長長長長	長長長長	長長長長
院園校	室科係分 場	場所	統附主係 括設 機機 関関 のの
長長長	長長長長	長長	長長任長
主管部長又はその指名する	場所	主管部長又はその指名する	課局所
長長	長長	長長	長長
A	B	A	B

土保福県 木社税 出健事事 張務務 所所所所	本 庁	所 属 機 関	別 表
右以 外の 職員	駐係 在所 長長	課 長	被 評 定 者
課 長	右以 外の 職員	檢副主総行副係室局課 査検括政行政長 専査考政長 門専査考補 員門計員査 補員員員補員長長佐佐	評 定 区 分 表
課係 係をおかない課にあつては	駐係 在所 長長	課 長	第 一 次 評 定 者
所 長	課 長	所 長	第 二 次 評 定 者
所 長	課 長	所 長	記 区 号 分
B	A	B	A

右以外の出先機関	大東 阪京 事務 務所	県 立 病 院	保 育 専 門 学 学 院 院 院	高 等 護 士 学 学 院 院	准 科 衛 生 士 学 学 院 院	右 以 外 の 職 員
機関の長以外の職員	所長及び次長以外の職員	右 以 外 の 職 員	事務科所属の職員	婦 務 次 長	係 務 長	総 室 長 長 長 長
機関の長	次	本 庁 の 主 管 課 長	機 関 の 長 以 外 の 職 員	機 関 の 長 以 外 の 職 員	機 関 の 長 以 外 の 職 員	機 関 の 長 以 外 の 職 員
本庁の主管課長	主 管 部 長	本 庁 の 主 管 課 長	機 関 の 長 以 外 の 職 員	機 関 の 長 以 外 の 職 員	機 関 の 長 以 外 の 職 員	機 関 の 長 以 外 の 職 員
B	A	B	B	A	B	B

勤務評定実施要領の三から七までを次のように改める。
 三 勤務評定は、勤務評定表に記載して行なう。
 四 勤務評定表の様式及び使用区分は、次のとおりとする。

様式	使用区分
第一号様式	別表「評定区分表」の区分記号Aに該当する被評定者の評定に使用する。
第二号様式	別表「評定区分表」の区分記号Bに該当する被評定者のうち、技能労働職員以外の被評定者の評定に使用する。この場合において、役付職員の評定及びその他の職員の評定はそれぞれ別業として使用するものとする。
第三号様式	別表「評定区分表」の区分記号Bに該当する被評定者のうち、技能労働職員の評定に使用する。

五 勤務評定表は、次の要領によつて記入する。

- 1 評定要素についての評定は、次表により5、4、3、2及び1の評点をもつて行なう。

評点の表わす意味、

4 職員が勤務実績が職務遂行の基準に比してすぐれている。
 5 職員が勤務実績が職務遂行の基準に比してややすぐれている。

1 2 3
 職員が勤務実績が職務遂行の基準に比してすぐれている。
 職員が勤務実績が職務遂行の基準に比してやや劣っている。
 職員が勤務実績が職務遂行の基準に比して劣っている。

右の職務遂行の基準とは、各評定要素について別表「評定要素表」に示す着眼点に基づき、各評定者が一般的、標準的に職員に期待する職務遂行上の要求度をいう。

2 第一次評定者は、各評定要素ごとに、1によつて評定し、評定要素の欄中の評点のいずれか一を青インクにより○で囲み、各評定要素の評点の合計を合計点欄に記入するとともに、左の仮評定基準に基づき評語を仮評点欄に記入する。さらに総合的に評定し、左の総合評定基準により第一次評定欄に評語を記入する。

仮 評 定 基 準				
評語	A	B	C	D
	四十五点以上	四十点から四十四点まで	三十点から三十九点まで	二十点から二十九点まで
評語 附与の基準	ただし、評定要素に二点があるときはCとなり、一点があるときはDとなる。			
	右に同じ。			
	ただし、評定要素に一点があるときはDとなる。			
	十九点以下			

綜 合 評 定 基 準				
評語	A	B	C	D
	勤務実績が特に良好である。	勤務実績が良好である。	勤務実績が普通である。	勤務実績がややよくない。
評語 附与の基準	職員の数十分の三以内			
	勤務実績がよくない。			

3 第二次評定者は、第一次評定者の評定と意見を異にする評定があれば赤インクにより、2に準じて記入する。

4 調整者は、第一次評定者及び第二次評定者の評定と意見を異にする評定があれば、括弧書で赤インク

により、2に準じて記入する。

この場合において、○で囲む事項は◎で囲むものとする。

六 「適性」欄その他については、次の要領により記入する。この場合における記入の方法については、五の2、3及び4に準ずる。

1 「適性」欄における「現在の仕事に適しているか」については、当該欄の適当な評語を○で囲み、「本人に適すると思われる仕事」については、たとえば「課税事務に適すると認める場合は「税関係」のように簡単に記入する。

2 「性格」欄には、当該欄に列挙されている評語の中から適当と思われるものを選び、該当する評語を○で囲む。この場合、評語はいくつ選んでもさしつかえなく、又「やや」「非常に」等の修飾語を記入してもよい。更に欄中に適当な評語がない場合は、適当な評語を記入してもさしつかえない。

3 「健康」欄における「健康度」については、該当

欄の適当な評語を○で囲み、「病気と欠勤日数」については、過去一年間に病気により勤務しなかつた場合の主な病名と勤務しなかつた日数を記入する。

4 「特技、資格」欄には、例えば珠算二級、邦文タイプ、簿記三級、小型自動車運転免許、特殊無線技士、社会福祉主事、測量士などのようにその特技、資格を簡単に記入する。

5 「個人別特記事項」欄については、賞罰、金銭、風紀その他評定者の意見を簡単に記入する。

七 勤務評定表の記入を終つたときは、最終評定者は第四号様式により勤務評定結果報告書を作成のうえ、勤務評定表と合せ評定審査者に提出するものとする。

八 勤務評定表は、人事課長が保管する。

勤務評定実施要領の別表第一から別表第五までを削る。

別表 評定要素表

適用区分	順位	評定要素	着	眼	点
第一号様式による被評定者	1	責任感	自己又は部下の行為に対する責任感は強かつたか。		
	2	指導力と統率力	部下職員の指導に誤りがなく、監督者として部下をよく統率したか。		
	3	企画力	仕事をこなす上での計画のたて方はよかつたか。		
	4	判断力	正しい判断をすみやかに下したか。		
	5	交渉力	折衝に際して、説得力があつたか。		
	6	経済観念	効率的な考え方で仕事を進めたか。		
	7	公正さ	仕事上公平でかたよりがなかつたか。		

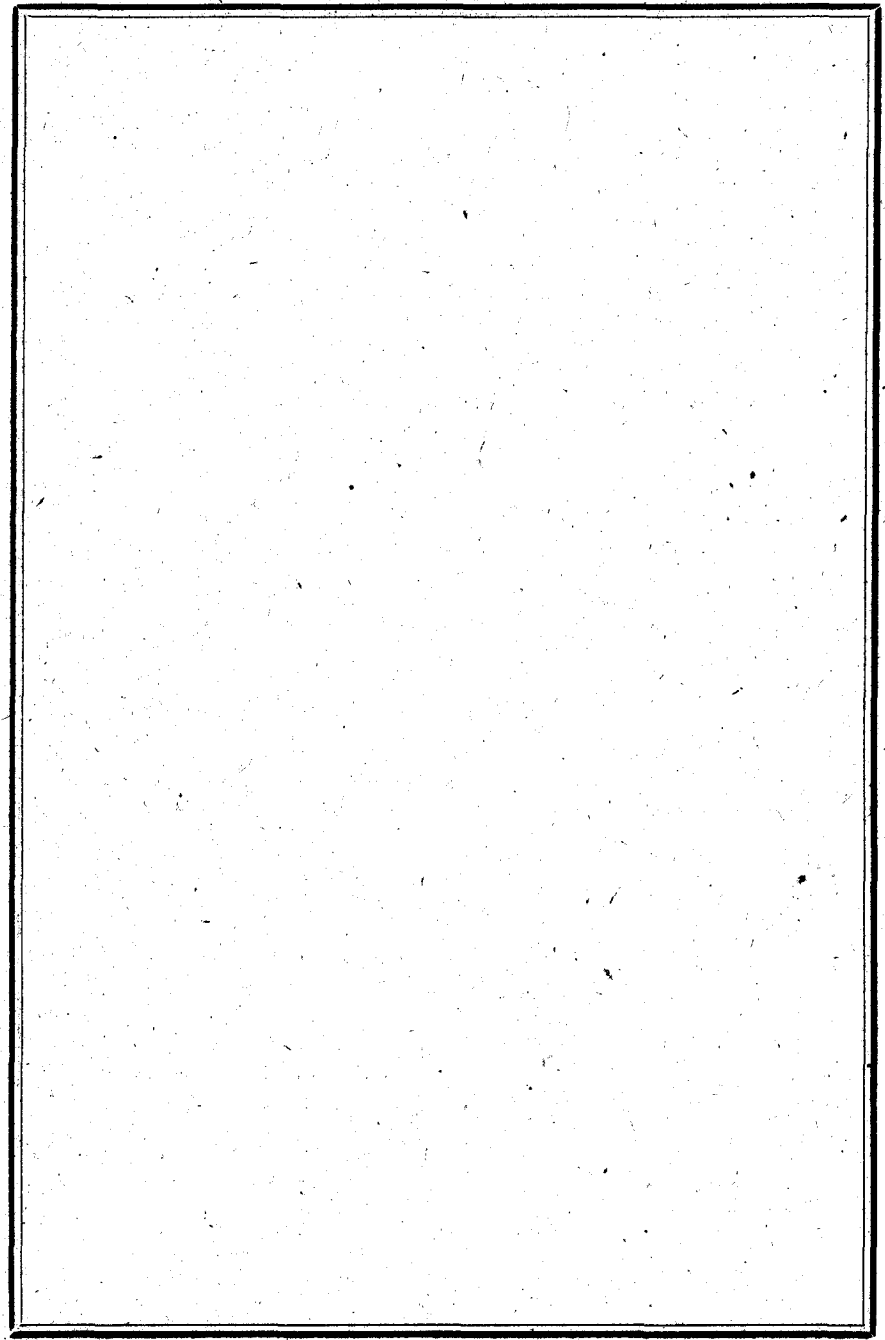
8	積極性	仕事を積極的に遂行したか。
9	知識と技術	仕事に必要な知識、技術をもっていたか。
10	協調性	仕事の上で他の職員と協調的であったか。
1	責任感	自己又は部下の行為に対する責任感は強かったか。
2	信頼性	仕事を安心してまかせられたか。
3	知識と技術	仕事に必要な知識、技術をもっていたか。
4	積極性	仕事を積極的に遂行したか。
5	勤勉さ	仕事にうむことなく努力したか。
6	企画力	仕事を行なう上の計画のたて方はよかつたか。
7	協調性	仕事の上で他の職員と協調的であつたか。
8	服務規律	上司の命令や定められた規則によく従つたか。
9	経済観念	効率的な考え方で仕事を進めたか。
10	判断力	正しい判断をすみやかに下したか。
1	責任感	自己又は部下の行為に対する責任感は強かつたか。
2	勤勉さ	仕事にうむことなく努力したか。
3	仕事の正確さ	仕事にあやまりはなかつたか。
4	仕事の速さ	仕事を行なう速度は速かつたか。

第二号様式による被評定者

第三号様

5	信頼性	仕事を安心してまかせられたか。
6	積極性	仕事を積極的に遂行したか。
7	協調性	仕事の上で他の職員と協調的であつたか。
8	服務規律	上司の命令や定められた規則によく従つたか。
9	体力	仕事に必要な体力をもつていたか。
10	整理整とん	物品や環境の整理整とんはよかつたか。

式による被評定者



第1号様式 (監督職員)

01094

定期評定 特別評定 評定日 昭和 年 月 日 勤務評定表 (枚中の 枚) 部課(所)係名

Table for Form 1 (Supervisor) with columns for evaluation criteria (1-10), overall rating, personality, and health. Includes a row for '1' and a '略' (omission) section.

Table for Form 1 (Supervisor) continuation, including a row for '10' and signature fields for the first and second evaluators.

第2号様式 (監督及び技能労務職員以外の職員)

定期評定 特別評定 評定日 昭和 年 月 日 勤務評定表 (枚中の 枚) 部課(所)係名

Table for Form 2 (Non-supervisor) with columns for evaluation criteria (1-10), overall rating, personality, and health. Includes a row for '1' and a '略' (omission) section.

Table for Form 2 (Non-supervisor) continuation, including a row for '10' and signature fields for the first, second, and adjusting evaluators.

第3号様式(技能労務職員)

- 定期評定
- 特別評定

評定日 昭和 年 月 日

勤務評定表

部課(所)係名

(枚中の 枚)

職名	氏名(年齢)	学歴	職務内容	評定要素										総合評定		適性		現在の仕事に 適しているか	人 に 適 する 思 い わ れる 事	性 格	健康		個人別特記事項									
				1 責 任 感	2 勤 勉 の 正 確 さ	3 仕 事 の 正 確 さ	4 任 務 の 正 確 さ	5 信 頼 性	6 積 極 性	7 協 調 性	8 服 務 性	9 体 操 心	10 整 理 心	合計 点 数	調整 係 数	第 一 次 評 定	第 二 次 評 定				適 性 が あ る	適 性 が な い		健 康 度	病 気 と 欠 勤 日 数							
1	()			5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1				適している 普通 適性がない	親 不 明 瞭	切 不 明 瞭	誠 不 明 瞭	実 不 明 瞭	素 不 明 瞭	直 不 明 瞭	淡 不 明 瞭	白 不 明 瞭	冷 不 明 瞭	静 不 明 瞭	慎 不 明 瞭	重 不 明 瞭	強 普 や	健 通 弱 や	

(省

略)

10	()			5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1				適している 普通 適性がない	親 不 明 瞭	切 不 明 瞭	誠 不 明 瞭	実 不 明 瞭	素 不 明 瞭	直 不 明 瞭	淡 不 明 瞭	白 不 明 瞭	冷 不 明 瞭	静 不 明 瞭	慎 不 明 瞭	重 不 明 瞭	強 普 や	健 通 弱 や	
第一次評定者氏名印				第二次評定者氏名印				調整者氏名印																								

第4号様式

勤務評定結果報告書

評定日	昭和	年	月	日	最終評定者 (役職名) (氏名)
職員数	人				⑤ 評定を受けなかつた職員 職 名 氏 名 理 由
評定を受けなかつた数	人				
評定を受けた数	人				
A	人			%	
B	人			%	
C	人			%	
D	人			%	
B	人			%	

最終評定を受けた職員数は切り捨てることと)
数に切り捨てることと)
数に切り捨てることと)
数に切り捨てることと)

第二次評定者が主管部長により指名された本庁の課長である旨の証明(該当しない場合は不要)

私は下表に掲げる被評定者の第二次評定者として 部長 課長を指名したことを証明する。

(氏名)

所 属 機 関	被 評 定 者

告 示

鳥取県告示第四百九十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年九月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名称 所在地 開設者

昭和三十八年八月 六日 入江 医院 鳥取県東伯郡東伯町大字下伊勢 入江 正昭

三十一日 大槻 " 八頭郡智頭町大字智頭六三三番地 大槻 正己

鳥取県告示第四百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定に基づき、昭和三十八年八月一日付けで申請のあつた鳥取市叶土地改良区、大郷村大畑土地改良区、豊実村大柄土地改良区及び鳥取市吉成土地改良区の解散について、昭和三十八年九月十六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年九月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百号

昭和三十八年四月二十二日付けで倉吉市大河内 船越 嘉ほか十七人の者から申請のあつた大河内土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十八年九月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十八年九月二十三日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百一号

次の土地は、昭和三十八年九月十三日から公用を廃止した。

昭和三十八年九月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目面積
米子市西三柳字空地中通一、〇 道路敷 九坪六合二勺
五七番七地先

鳥取県告示第五百二号

次の土地は、昭和三十八年九月十三日から公用を廃止した。

昭和三十八年九月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目面積
米子市西福原字西原菅東三三五 道路敷 六坪三合八勺
番地先

鳥取県告示第五百三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
八年九月十六日道路の位置を指定したので、同規則第十
条の規定により告示する。

昭和三十八年九月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の 道路の位置の 道路の幅員
住所氏名 指定場所 及び延長
鳥取市敷片原 鳥取市西品治字行徳西 幅員 四メートル
町一三番地二 前四〇一番の一部（農 延長
吉田 太一 道の一部を含む。） 九一、四メートル

公 告

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条
の規定に基づき、甲種火薬類取扱保安責任者及び乙種火
薬類取扱保安責任者の資格試験を次のとおり実施する。

昭和38年9月20日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 種別及び試験方法

種 別 試 験 方 法

甲種火薬類取扱保安責任者 (1) 筆記試験

火薬類取締に関する法令
一般火薬学

(2) 面接による人物試験

2 試験の日時及び場所

(1) 日時 昭和38年10月13日（日曜日）

午前9時～12時 筆記試験

午後1時～5時 面接試験

(2) 場所 倉吉市上井 県立河北農業高等学校

3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工課に提出すること。

(1) 受験願書 火薬類取締法施行規則別表第15の様
式による。

(2) 履歴書 火薬類取締法施行規則別表第16の様
式による。

(3) 写 真 手札型（願書提出前6ヶ月以内に撮影
した正面上半身像で裏面に撮影年月日
氏名及び年令を明記すること）

(4) 戸籍抄本
4 受験手数料 700円

鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけ消印しな

いこと。

5 受験願書提出期限

昭和38年10月6日

6 受験票は、願書を受け付けた後に交付する。

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項
第3号に規定する試験を次の要領により実施する。

昭和38年9月20日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次に掲げる者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生
省令第46号）第4条に掲げる施設又は営業において、
調理の業務に2年以上の経験を有するもの

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条
に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）によ
る国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による

中等学校の2年の課程を終った者

- (1) 調理師法施行規則附則第3項の各号に該当する者
- 2 試験の日時
昭和38年10月20日(日曜日)午前9時から午後4時まで
- 3 試験の場所
鳥取、那家及び浜村保健所管内受験者
鳥取市西町 鳥取家政高等学校
倉吉保健所管内受験者
倉吉市栗町2丁目 鳥取県立倉吉東高等学校
米子及び根雨保健所管内受験者
米子市錦町1丁目 鳥取県立米子西高等学校

- 4 試験科目
 - (1) 衛生法規
 - (2) 公衆衛生学
 - (3) 栄養学
 - (4) 食品学
 - (5) 食品衛生学

(6) 調理理論

- 5 受験手続
 - (1) 提出書類及び提出先
受験願書に、次に掲げる書類を添えて住所地を管轄する保健所に提出すること。
イ 履歴書(特に調理の業務に関する経歴を詳細に記入のこと。)
 - ロ 受験資格を有することを証する書類
 - ハ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業で2年以上調理の業務に従事したことを証する書類
ニ 写真(名刺判で正面、脱帽、上半身、最近6月以内に撮影したものとし、裏面に氏名を記入すること。)
 - (2) 提出期間
昭和38年9月25日から昭和38年10月12日まで、ただし、郵送の場合は10月12日付けの消印あるものは有効とする。

- 6 試験手数料
50.0円(鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけること。)

- 7 携行品
筆記用具、上ぞうり
- 8 その他
- 1 受験者は、当日午前8時30分までに試験場に出頭し係員の指示を受けること。
- 2 合格者は、試験後10日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格証書を交付する。